

第三者割当による 行使価額修正条項付 第2回新株予約権の概要

ささやきをカタチに。

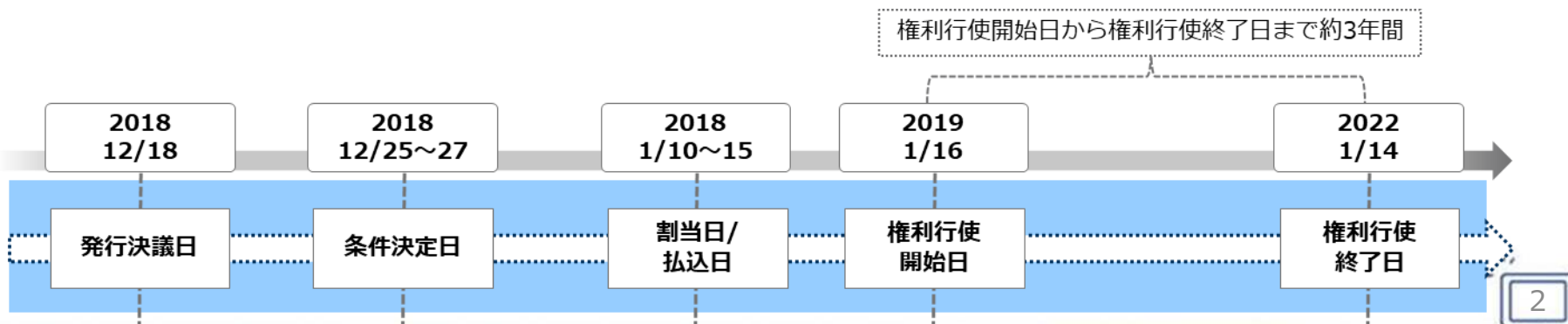


2018年12月26日
コムチュア株式会社

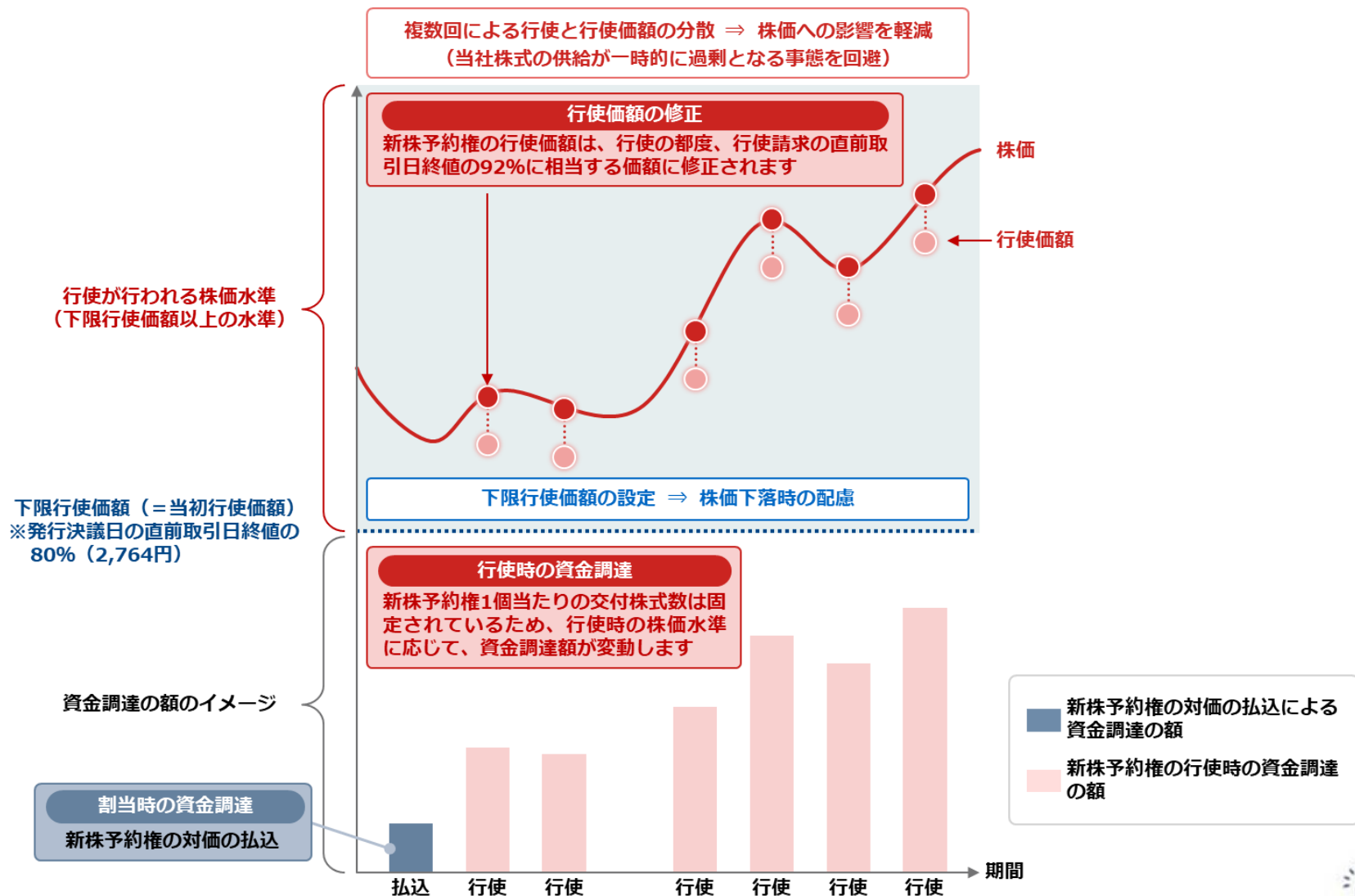
※本資料は条件決定決議日後の更新版です

第三者割当による行使価額修正条項付 第2回新株予約権の概要

- 発行価額（新株予約権の発行に係る対価）
発行決議日（2018/12/18）時点・・・新株予約権1個：930円 = **1株当たり：9.3円**
条件決定決議日（2018/12/25）時点・・・新株予約権1個：400円 = **1株当たり：4.0円**
※発行決議日（1株当たり：9.3円） > 条件決定決議日（1株当たり：4.0円）である為、1株当たり9.3円を採用
⇒払込日（2019/1/10）に野村証券(株)から当社に払い込まれます。
- 行使価額（新株予約権の行使により交付される株式の対価）
（野村証券(株)から行使請求のあった日の、直前取引日の終値）×92%
- 行使価額の下限価額（固定）
（発行決議日（2018/12/18）の直前取引日の終値（=3,455円））×80% = **2,764円**
（条件決定決議日（2018/12/25）の直前取引日の終値（=2,507円））×80% = **2,006円**
※発行決議日の直前取引日の終値の80%（2,764円） > 条件決定決議日の直前取引日の終値の80%（2,006円）である為、発行決議日の直前取引の終値の80%（2,764円）を採用
- 行使指定／停止指定
一定の条件の下、当社の裁量で権利行使の指定又は権利行使の停止を指定することができます。
条件の詳細については、12/18付プレスリリースの6頁の「2.募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性②当社による行使指定、③当社による停止指定」をご参照ください。



第三者割当による行使価額修正条項付 第2回新株予約権のイメージ



※上図はイメージであり、実際の当社株価の推移を予想若しくは保証するものではありません。

第三者割当による行使価額修正条項付 第2回新株予約権のQ&A ①

Q 1 : 公募増資等の他の資金調達手法を採用しなかったのはなぜですか。

A 1 : 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えました。また、社債等の負債性の資金調達手法を用いた場合には、調達した資金が「負債」となるため、財務の健全性が低下するというリスクもあります。

一方、本新株予約権においては、潜在株式数は最大で1,300,000株（発行決議日現在の発行済株式数16,120,800株の8.06%）あり、これを上回る希薄化が生じることはありません。また、行使の分散や下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、本件においては、割当先による新株予約権の行使について、当社の判断で行使指定や停止指定を行うことができる設計となっており、当社の資金需要や株価動向等に応じて柔軟に対応することができるというメリットもあります。

当社はデジタルトランスフォーメーション時代の到来が現実となった今、クラウド、ビッグデータ、AI等の新たな成長領域で未来をリードすることを経営ビジョンに置き、事業ポートフォリオの組換えや人材のシフトを通じてダイナミックに更なる事業強化のための施策を展開しており、これら当社の新たな成長ステージに向けた資金調達の検討を行うに際し、財務の健全性を保持しながらエクイティ性資金の調達をすべく、かつ上述の手法のメリットを十分に検証し本新株予約権による資金調達を選択いたしました。

第三者割当による行使価額修正条項付 第2回新株予約権のQ&A ②

Q 2 : 修正行使価額の時価からのディスカウント率を8%とした理由を教えてください。また、当該水準は割当先にとって極めて有利ではないのでしょうか。

A 2 : ディスカウント率は、当社が公募増資を行うと仮定した場合の спреッド（投資家へのディスカウント率+証券会社への手数料率）と概ね同等であると考えられ、妥当な水準と考えております。また、ディスカウント率8%という行使価額の水準との関係では、かかるディスカウント率を考慮に入れた上で新株予約権の価値を評価しており、かかる評価は、第三者評価機関（プルータス・コンサルティング）に依頼しております。かかる評価に基づいて決定された本新株予約権の払込金額は割当先に特に有利な発行条件ではないと考えております。

Q 3 : 割当先である野村証券(株)は借株を実施し、空売りをするのでしょうか。空売りをしようとするると株価の下落圧力になるのではないのでしょうか。

A 3 : 割当予定先である野村証券(株)の借株について、恐れ入りますが当社はコメントする立場にはありませんが、同社からは、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないと聞いております。

本新株予約権の商品性に鑑みると、当社の株価が低い水準となることには、野村証券(株)にとっても経済合理性が認められないと考えられますので、こうした理由から、同社が故意に株価を下げるような行為を行うとは想定しておりません。

第三者割当による行使価額修正条項付 第2回新株予約権のQ&A ③

Q 4 : 発行価額（新株予約権1個につき930円、1株当たり換算額9.3円）とは、株価が9.3円ということでしょうか。

A 4 : 発行価額とは新株予約権という権利の値段であり、新株予約権の行使により発行される株式の対価（株価）とは異なるものです。割当先である野村証券(株)が当社の新株予約権を取得するにあたり、かかる権利の購入対価として、当社に支払う価格となります。また、野村証券(株)が新株予約権を行使して株式を取得する（新株予約権の権利を行使する）際に、当社に支払う価格を「行使価額」といい、これが今般の資金調達で発行される株式の対価となります。今般の資金調達において、下限行使価額が2,764円を下回ることはありませんので、当社の株式が2,764円よりも低い価額で発行されることはありません。

Q 5 : 今回の新株予約権の権利行使が進まず、当初予定通り資金調達ができなかった場合の対応を教えてください。

A 5 : 本新株予約権の行使状況により実際の調達金額が支出予定金額に満たない場合には、「クラウド、ビッグデータ・AI等の成長事業領域におけるM&A資金」に充当する予定金額を減額し、手元資金で不足する分は銀行借入等により充当する予定であります。なお、詳細については、12/18付プレスリリースの9頁の「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途（注）1」をご参照ください。

第三者割当による行使価額修正条項付 第2回新株予約権のQ&A ④

Q 6 : 今回の新株予約権の行使価額の修正及び行使状況を確認する方法はありますか。

A 6 : ある月に権利行使が行われた場合には、翌月月初めに当該月の月間行使状況を開示致します。
また、同月中の行使累計株数が13万株（発行予定株数である130万株の10%）以上となった場合にも行使状況を開示致します。

割当予定先である野村証券(株)は、同社及び共同保有者の株券等保有割合が5%を超えた場合には大量保有報告書を提出し、以降株券等保有割合が1%以上増減する等の変動が生じるたびに変更報告書を提出します。これらの書類を読むことにより、その時点における同社が保有する新株予約権の数量、潜在株数を含めた保有株数を確認することができます。

なお、当社が行使指定又は停止指定を行った場合には、速やかにその内容を開示する予定です。

本資料に関するお問い合わせ

コムチュア株式会社 経営企画本部経営企画部（IR担当）

電話：03-5745-9702

E-mail：ir-info@comture.com